

EZO Pay 利用規約一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は EZO Pay をご愛用いただき、誠にありがとうございます。
さて、現在ご利用いただいている EZO Pay の利用規約を 2025 年 11 月 20 日付で一部改定いたします。
変更点は下記のとおりです。

敬具

記

※下線部は変更箇所を示します。

改定前	改定後
第 1 条 目的 本規約は、株式会社リージョナルマーケティング（以下「当社」といいます）が発行する電子情報（電子マネー）（以下「EZO Pay」といいます）のご利用（EZO Pay への入金、残高確認及び EZO Pay による商品購入を含む）について規定するものです。利用者（以下「お客様」といいます）は、本規約の定めに従って EZO Pay を利用するものとします。	第 1 条 目的 本規約は、株式会社リージョナルマーケティング（以下「当社」といいます）が発行する電子情報（電子マネー）（以下「EZO Pay」といいます）のご利用（EZO Pay への入金、残高確認および EZO Pay による商品購入を含む）について規定するものです。利用者（以下「お客様」といいます）は、本規約の定めに従って EZO Pay を利用するものとします。
第 2 条 用語の定義 本規約において使用する語句の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、次の各号に定めるとおりとします。 (1) (条文省略) (2)「チャージ残高」とは、当社が発行する電子マネーで、本利用規約に基づき、加盟店の店舗において、<u>利用者が対象商品等の代金の決済手段に利用することができるものを</u>いいます。 (3)「EZO Pay ポイント」とは、当社または加盟店が定める条件に従って、当社がお客様へ付与する電磁的記録であって、商品の購入、サービスの提供その他の取引における代金の支払に利用することができるものをいいます。 (4)「EZO Pay 残高」とは、チャージ残高、ボーナス残高における各残高の合計額をいいます。 (5)「チャージ」とは、お客様が第 5 条に定める方法により任意の金額を入金することによって、EZO Pay に当該金額を追加すること<u>及びその</u>手続をいいます。 (6)「ボーナス残高」とは、当社が定める条件に従って、当社がお客様へ付与する電磁的記録をいいます。 (7) ～ (8) (条文省略)	第 2 条 用語の定義 本規約において使用する語句の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、次の各号に定めるとおりとします。 (1) (現行通り) (2)「チャージ残高」とは、当社が発行する電子マネーで、本利用規約に基づき、加盟店の店舗において、<u>お客様が対象商品等の代金の決済手段に利用することができるものを</u>いいます。 (3)「EZO Pay ポイント」とは、当社または加盟店が定める条件に従って、当社が、<u>加盟店からの依頼または当社が実施するキャンペーンその他の特典に基づきお客様へ付与する電磁的記録であって、商品の購入、サービスの提供その他の取引における代金の支払、その他の支払に利用することができるものを</u>いいます。<u>EZO Pay ポイントの譲渡、売買、換金その他の二次流通はできません。</u> (4)「EZO Pay 残高」とは、チャージ残高、ボーナス残高、<u>EZO Pay ポイント</u>における各残高の合計額をいいます。 (5)「チャージ」とは、お客様が第 5 条に定める方法により任意の金額を入金することによって、EZO Pay に当該金額を追加すること<u>およびその</u>手続をいいます。 (6)「ボーナス残高」とは、当社または加盟店が定める条件に従って、当社が、<u>加盟店からの依頼または当社が実施するキャンペーンその他の特典に基づきお客様へ付与する電磁的記録であって、商品の購入、サービスの提供その他の取引における代金の支払、その他の支払に利用することができるものを</u>いいます。<u>ボーナス残高の譲渡、売買、換金その他の二次流通はできません。</u> (7) ～ (8) (現行通り)

改定前	改定後
(新設)	第 2 条の 2 定義に関する補足 1.ボーナス残高および EZO Pay ポイント（以下「ポイント等」といいます）は支払手段として取り扱われ、当社はこれらを販売するものではありません。 2.ポイント等の付与に係る消費税の取扱いは法令に従い、原則としてポイント等の付与は課税の対象となります。課税の対象は、当社が提供する事務手数料その他対価性のある役務提供部分に限られます。 3.お客様がポイント等を利用した場合、その利用に伴い当社が加盟店と行う精算は、預り金の返還に該当するものとし、消費税の課税対象とはなりません。したがって、ポイント等を使ったことを理由に、当社からお客様へ別途消費税を上乗せして請求することはありません。
第 3 条～第 5 条（条文省略）	第 3 条～第 5 条（現行通り）
(新設)	第 5 条の 2 ボーナス残高および EZO Pay ポイントの有効期限 1.ボーナス残高および EZO Pay ポイントには、それぞれ当社または加盟店が定める有効期限が設定されている場合があります。 2.有効期限は、付与の条件または種別に応じて異なる場合があります。お客様は EZO Pay アプリ上の残高画面にて、各残高の有効期限を確認することができます。 3.有効期限を経過したボーナス残高および EZO Pay ポイントは、理由の如何を問わず失効し、再発行または払い戻しはいたしかねます。
第 6 条～第 7 条（条文省略）	第 6 条～第 7 条（現行通り）
第 8 条 支払の方法 1.EZO Pay を用いて支払をする場合は、EZO Pay 対応端末と EZO Pay を、当社が指定する方法によって接続のうえで使用する、又は EZO Pay 加盟店がお客様に提示する QR コードを、お客様がお客様スマートフォンにより読み取り、決済を承認することによって当該決済金額に係る支払を行うものとします。この場合、EZO Pay 残高から支払金額を差し引くことにより、金銭にて対価をお支払いただいた場合と同様の効果が生じます。 2.チャージ残高、ボーナスバリュー及び EZO Pay ポイントを合算して利用することは可能です。その場合、EZO Pay ポイントから優先して利用されます。 3.（条文省略）	第 8 条 支払の方法 1.EZO Pay を用いて支払をする場合は、EZO Pay 対応端末と EZO Pay を、当社が指定する方法によって接続のうえで使用する、または EZO Pay 加盟店がお客様に提示する QR コードを、お客様がお客様スマートフォンにより読み取り、決済を承認することによって当該決済金額に係る支払を行うものとします。この場合、EZO Pay 残高から支払金額を差し引くことにより、金銭にて対価をお支払いただいた場合と同様の効果が生じます。 2.チャージ残高、ボーナス残高および EZO Pay ポイントを合算して利用することは可能です。その場合、①EZO Pay ポイント、②ボーナス残高、③チャージ残高の順に利用されます。 3.（現行通り）
第 9 条（条文省略）	第 9 条（現行通り）

改定前	改定後
第 10 条 EZO Pay 搭載端末の紛失時等の対応 当社は、お客様が EZO Pay を搭載した端末を紛失した場合、盗難された場合、またはお客様の許可なく第三者が使用した場合であっても、EZO Pay ならびに記録されているチャージ残高および EZO Pay ポイントの再発行はいたしません。	第 10 条 EZO Pay 搭載端末の紛失時等の対応 当社は、お客様が EZO Pay を搭載した端末を紛失した場合、盗難された場合、またはお客様の許可なく第三者が使用した場合であっても、EZO Pay ならびに記録されているチャージ残高、<u>ボーナス残高</u>および EZO Pay ポイントの再発行はいたしません。
第 11 条 不正な取得・入金・利用等 1. ～ 3. (条文省略)	第 11 条 規約違反・不正利用への措置 1. ～ 3. (現行通り)
第 12 条 不正な取得・入金・利用等 1.お客様が EZO Pay を第三者に取得され、お客様の意思に反して EZO Pay が利用<u>又は</u>処分等されたことにより、お客様に損失が発生した場合、当社は、<u>EZO Pay の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した損失について、原則として、これを補償します。</u> ただし、当社に申告した内容、当社が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断した損失の全部<u>又は</u>一部については補償を行いません。 (1)利用者の故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失 (2)利用者の同居の家族、親族等の行為に起因して発生した損失 (3)利用者が当該損失に係る事実について当社に虚偽の説明を行った場合における当該損失 (4) (条文省略) 2.EZO Pay の利用者が当社に対して補償を求める場合には、下記「補償手続の内容」に従った手続を行うとともに、当社による調査に協力するものとします。 <u>利用者が当該手続を怠った場合には、利用者に生じた損失の全部又は一部について、当社はその責任を負わないことがあります。</u> 3.EZO Pay の利用者は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生日）から 60 日以内に、当該損失が発生した事実を当社に通知するものとします。また、その被害について、警察署に申告しなければならないものとします。 <u>利用者は、前項に基づく当社への通知後速やかに、当社に対して、以下の内容を必要な資料を添付して申告するものとします。</u> (1) ～ (4) (条文省略)	第 12 条 第三者不正利用時の補償・手続 1.お客様が EZO Pay を第三者に取得され、お客様の意思に反して EZO Pay が利用<u>または</u>処分等されたことにより、お客様に損失が発生した場合、当社は、<u>お客様の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した損失について、原則として、これを補償します。</u> ただし、当社に申告した内容、当社が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断した損失の全部<u>または</u>一部については補償を行いません。 (1)<u>お客様の</u>故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失 (2)<u>お客様の</u>同居の家族、親族等の行為に起因して発生した損失 (3)<u>お客様が</u>当該損失に係る事実について当社に虚偽の説明を行った場合における当該損失 (4) (現行通り) 2.お客様が当社に対して補償を求める場合には、下記「補償手続の内容」に従った手続を行うとともに、当社による調査に協力するものとします。 <u>お客様が当該手続を怠った場合には、お客様に生じた損失の全部または一部について、当社はその責任を負わないことがあります。</u> 3.<u>お客様は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生日）から 60 日以内に、当該損失が発生した事実を当社に通知するものとします。また、その被害について、警察署に申告しなければならないものとします。</u> <u>お客様は、前項に基づく当社への通知後速やかに、当社に対して、以下の内容を必要な資料を添付して申告するものとします。</u> (1) ～ (4) (現行通り)

改定前	改定後
第 13 条 個人情報の取扱い 1.個人情報の収集、利用 (1) (条文省略) (2)当社がお客様にかかる EZO Pay 申込時に登録した情報（当該情報を変更した場合は、変更後の情報を含みます。）並びにチャージ実績及び決済の状況等の EZO Pay の利用に関する情報（決済日時、利用加盟店名、利用店舗名、決済金額等を含み、以下「利用履歴」といいます。）を取得することを承諾するものとします。 (個人情報の項目) ① ～ ③ (条文省略) 2. (条文省略) 3.その他の取り扱い 本規約に基づくお客様との契約が解約になった後も、当社は、お客様にとって有益と考える情報の掲載又は配信を目的として、本個人情報及び利用履歴を継続して保持するものとします。 4. (条文省略)	第 13 条 個人情報の取扱い 1.個人情報の収集、利用 (1) (現行通り) (2)当社がお客様にかかる EZO Pay 申込時に登録した情報（当該情報を変更した場合は、変更後の情報を含みます）ならびにチャージ実績および決済の状況等の EZO Pay の利用に関する情報（決済日時、利用加盟店名、利用店舗名、決済金額等を含み、以下「利用履歴」といいます）を取得することを承諾するものとします。 (個人情報の項目) ① ～ ③ (現行通り) 2. (現行通り) 3.その他の取り扱い 本規約に基づくお客様との契約が解約になった後も、当社は、お客様にとって有益と考える情報の掲載または配信を目的として、本個人情報および利用履歴を継続して保持するものとします。 4. (現行通り)
第 14 条～第 16 条 (条文省略)	第 14 条～第 16 条 (現行通り)
第 17 条 個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用又は提供の拒否権 1.お客様が自己の個人情報について、個人情報保護法又はその関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去を停止するよう請求することができます。 2. (条文省略) 3.開示・訂正・削除等の請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社及び共同利用者は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。	第 17 条 個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加または削除、利用または提供の拒否権 1.お客様が自己の個人情報について、個人情報保護法またはその関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去を停止するよう請求することができます。 2. (現行通り) 3.開示・訂正・削除等の請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社および共同利用者は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
第 18 条 反社会的勢力の排除 1. ～ 2. (条文省略) 3.お客様が第 1 項または第 2 項に違反した場合（以下本条において違反した者を「該当者」といいます）、当社は、何らの通知、催告なしに、直ちに該当者が保有する EZO Pay 残高を失効させる、及び該当者のアカウントを閉鎖することができ、また、当社と該当者との間に存在するすべての契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができるものとします。 4. ～ 5. (条文省略)	第 18 条 反社会的勢力の排除 1. ～ 2. (現行通り) 3.お客様が第 1 項または第 2 項に違反した場合（以下本条において違反した者を「該当者」といいます）、当社は、何らの通知、催告なしに、直ちに該当者が保有する EZO Pay 残高を失効させる、および該当者のアカウントを閉鎖することができ、また、当社と該当者との間に存在するすべての契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができるものとします。 4. ～ 5. (現行通り)

改定前	改定後
第 19 条 システム保守・障害等 EZOPay に関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、EZOPay の不正利用防止等に対する安全管理、その他やむをえない事情により、当社は予告なく EZOPay のご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、EZOPay がご利用いただけないことからお客様に不利益または損害が生じた場合でも、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。	第 19 条 システム保守・障害等 EZOPay に関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、EZOPay の不正利用防止等に対する安全管理、その他やむをえない事情により、当社は予告なく EZOPay のご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、EZOPay がご利用いただけないことからお客様に不利益または損害が生じた場合でも、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
第 20 条～第 21 条 (条文省略)	第 20 条～第 21 条 (現行通り)
第 22 条 制限責任 本規約第 11 条、19 条に定める利用およびその他の理由により、お客様が EZOPay を利用することができないことで当該お客様に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)	第 22 条 制限責任 本規約第 11 条、19 条に定める理由およびその他の理由により、お客様が EZOPay を利用することができないことで当該お客様に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)
第 23 条 規約変更 1.当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本規約を変更することができるものとします。 (1) (条文省略) (2) 本規約の変更が、本規約による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき 2. (条文省略)	第 23 条 規約変更 1.当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本規約を変更することができるものとします。 (1) (現行通り) (2) 本規約の変更が、本規約による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性およびその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき 2. (現行通り)
第 24 条 (条文省略)	第 24 条 (現行通り)

以上